

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

株式会社安藤・間 東京都港区東新橋1-9-1
岩田地崎建設株式会社 北海道札幌市中央区北2条東17-2
令和8年6月23日～令和8年8月22日（2ヶ月）

地域1（北海道支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である、(株)安藤・間及び岩田地崎建設(株)は、北海道支社発注の「道央自動車道 社台川橋床版取替工事」において、一部の橋梁で、仕様書で定められた時期に施工を行わず、かつ契約に定める工期内に工事が完成しなかったため、工事請負契約書第47条第二号及び第三号に基づく契約解除を行った。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第4号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(契約違反) 4 過失による粗雑工事等のほか、会社の発注に係る工事等の施行に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	発生地域について当該認定をした日から2週間以上4月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上